三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び出雲崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県三島郡出雲崎町大字常楽寺字佛長七四〇の一、七四三から七四六まで、七四七の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び出雲崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市与板町与板字弥の小路乙三八二、乙三八三、乙三八五、乙三八六、乙三八七の一、乙三八八から乙三九〇まで、乙三九一の一、乙三九一の二、乙四〇八、乙四一四の一、乙四一四の二、乙四一五の一、乙四一五の二、乙四四三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町大瀬字西尾和田二八五（次の図に示す部分に限る。）、二八八、二八八の一、二八八の二、二九〇の一、二九一、二九二、二九二の一、二九二の二、字政木三〇〇の一、三〇一、三〇二の一、三〇三から三〇九まで、三一六・字政木谷三一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三一〇、字シュケ三一七、三一八の一、三二〇の一、三二一、三二二の一、三二三、三二四の一、三二五の一、三二五の二、三二六の一、三二七、三二八、三二九の一、三三一九の三、三三一から三三三まで、三三四の一、三三五の一、三三五の二、三三六、三三六の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字政木三一六（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町本宮字船尾谷一三九二の一、一三九二の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字船尾谷一三九二の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県鹿角市十和田末広字生手沢一一の一、一一の二、一三から一五まで、一六の一、一六の二、一八から二二まで、二五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田市阿仁笑内字笑内下モ五六、五六の三、五六の八、五六の九、八七の一、九〇の一、九八の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字小銀沢三、字小銀沢出口六の五、七の二、字大間木一、二、一三、一七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小銀沢出口六の五、七の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。